

議案第五四号

三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
三朝町取員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年九月二十一日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十五年九月二十二日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎 印

三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町取員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中 「百分の六十五」とあるを 「百分の七十五」に改め、

別表第二を次のように改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

又この条例の施行前に、改正前の条例の規定にもとづいてすでに支払われた昭和三十

五年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与

は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第二

給料表

取給の等級 号	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	14,300	12	10,800	12	6,800	6	5,200	6
2	15,300	12	11,600	12	7,000	6	5,400	6
3	16,300	12	12,400	12	7,200	12	5,600	6
4	17,300	12	13,300	12	7,400	12	5,800	6
5	18,300	12	14,300	12	7,700	12	6,000	6
6	19,300	12	15,300	12	8,000	12	6,200	6
7	20,300	12	16,300	12	8,400	12	6,400	6
8	21,300	12	17,300	12	9,200	12	6,600	6
9	22,400	12	18,300	12	10,000	12	6,800	6
10	23,500	12	19,300	12	10,800	12	7,000	6
11	24,600	12	20,300	12	11,600	12	7,200	12
12	25,800	12	21,300	12	12,400	12	7,400	12
13	27,000	15	22,400	15	13,300	12	7,700	12
14	28,200	18	23,500	18	14,300	12	8,000	12
15	29,400	21	24,600	21	15,300	12	8,400	12
16	30,600	24	25,800	24	16,300	12	9,200	12
17	31,800		27,000		17,300	12	10,000	12
18					18,300	12	10,800	12
19					19,300	15	11,600	12
20					20,300	18	12,400	12
21					21,300	21	13,300	15
22					22,400	24	14,300	18
23					23,500		15,300	21
24							16,300	24
25							17,300	

議長印
鳥取縣